中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

10
No.514
2005
平成17年

「一番乗り！」

９月11日（日）に開催された、第18回じゃがいも伯爵まつり＆ふれあい広場のイベント「じゃがいも皮むき大会」に参加した子どもたちが、なれない手つきで一生懸命じゃがいもの皮むきに挑戦。皮むきを一番乗りで終えた子の笑顔が印象的でした。

発行／中標津町役場
〒086-1197　北海道標津郡中標津町丸山２丁目22番地
総務部総務課広報・調査係
TEL 0153-73-3111　FAX 0153-73-5333

中標津町ホームページの
ＵＲＬは　http://www.nakashibetsu.jp
メールは　nakasi- t@aurens.or.jp
携帯サイトは　http://j.nakashibetsu.jp/

10月から 介護保険制度の一部が変わりました

施設サービスの居住費･食費は、介護保険給付の対象外となり、利用者負担となりました。

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方の居住費及び食費、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用している方の滞在費及び食費、デイサービス(通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）を利用している方の食費が介護保険対象外となり、利用者負担となりました。

施設サービスの利用者負担

9月まで

１割負担（介護サービス費用） ＋ 日常生活費 ＋ 食　費（食費の標準負担額）

10月から

１割負担（介護サービス費用） ＋ 日常生活費 ＋ 食　費 ＋ 居住費

10月から全額自己負担になりました

※居住費や食費は、施設との契約で決まります。

利用者負担段階に応じて負担が軽減されます

対象となる方は「特定入所者介護（支援）サービス費」に係る申請をしてください。

（軽減を受けるためには、負担限度額認定申請等が必要です。忘れずに申請をしてください。）

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方の居住費及び食費、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用している方の滞在費及び食費については、所得が低い人の負担が重くなりすぎないよう限度額が設けられています。

限度額を超えた分は「特定入所者介護（支援）サービス費」として、介護保険が負担します。

対象となる方

利用者負担段階	対　象　者
第1段階	・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階	・住民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	・住民税世帯非課税であって、利用者負担第２段階以外の方（課税年金収入が80万円超266万円未満など）

食費に関する見直し

所得の低い方の負担の上限は次のとおりです。　　（　）内は月額概数

負担限度額			基準費用額
利用者負担第１段階	利用者負担第２段階	利用者負担第３段階	
300円/日（1.0万円）	390円/日（1.2万円）	650円/日（2.0万円）	1,380円/日（4.2万円）

※施設には平均的な食費（＝基準費用額）と上記の負担限度額の差額が、補足給付として、介護保険から給付されます。

居住費（滞在費）に関する見直し

所得の低い方の負担の上限は次のとおりです。　　（　）内は月額概数

		負担限度額			基準費用額
		第１段階	第２段階	第３段階	
多床室（相部屋）		0円/日　（０円）	320円/日（1.0万円）	320円/日（1.0万円）	320円/日（1.0万円）
従来型個室	①特養等	320円/日（1.0万円）	420円/日（1.3万円）	820円/日（2.5万円）	1,150円/日（3.5万円）
	②老健・療養等	490円/日（1.5万円）	490円/日（1.5万円）	1,310円/日（4.0万円）	1,640円/日（5.0万円）
ユニット型準個室		490円/日（1.5万円）	490円/日（1.5万円）	1,310円/日（4.0万円）	1,640円/日（5.0万円）
ユニット型個室		820円/日（2.5万円）	820円/日（2.5万円）	1,640円/日（5.0万円）	1,970円/日（6.0万円）

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。
※施設には平均的な居住費用（＝基準費用額）と上記の負担限度額の差額が、補足給付として介護保険から給付されます。

このほかの所得の低い方に関する主な施策

●高額介護サービス費の見直し

現在、保険給付の１割は利用者の方にご負担いただいていますが、１割負担の合計額が一定上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組み（＝高額介護サービス費の支給）があります。

利用者負担第２段階の方については、この負担上限額が引き下げられました。

現行　２４,６００円/月 → **見直し後　１５,０００円/月**

●高齢夫婦世帯等の居住費･食費の軽減

利用者負担第４段階の場合でも、高齢夫婦２人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生活される配偶者の収入が一定以下となる場合など、一定の要件に該当する場合には、居住費・食費を引き下げます。

●旧措置入所者の負担軽減

介護保険法の施行（平成12年４月）前の措置制度の時から継続的に特別養護老人ホームに入所されている方については、措置制度の時の負担水準を超えることがないよう負担軽減措置を講じてきました。居住費･食費に関 する見直し後も、同様の負担軽減措置が講じられます。

介護保険制度改正に関するお問い合わせ等詳しくは、町民生活部保険介護課介護保険係（内線２３７・２３６）まで。

町有施設のアスベスト（石綿）対策について

アスベスト（石綿）の概要については、広報中標津九月号でお知らせしていますが、今月号では、町有施設の対応についてお知らせします。

町では七月中旬に町有施設の中で、飛散のおそれがある吹付けアスベストや、アスベストを含有するロックウール吹付けなどの使用状況調査を開始し、七月末までに調査を終えました。

調査の結果、部分的に使用が認められる七施設（白樺斎場、役場庁舎、浄水場、下水終末処理場、あずまグリーン団地物置、旧清掃センター、広陵中学校）について、八月上旬に試料を採取し、アスベスト含有量の分析調査を実施していましたが、このたび分析結果が判明し、白樺斎場と広陵中学校の一部分で含有が確認されました。

アスベストによる健康障害については、その繊維が空気中に浮遊したときに問題視されていますが、白樺斎場、広陵中学校とも、先に実施した空気中の粉塵測定調査の結果、繊維は浮遊していない事が判明しており、さらに広陵中学校においては、吹付け部分は露出しておらず、天井材で囲われていることから、現状使用には問題ないものと判断していますが、住民や子供たちが安心して利用出来るよう、現在具体的な手法について検討し早期に対策を講じますので、ご理解をお願いします。

また、アスベスト等の中で飛散性の低い、ひる石吹付けについては、現在調査を行っています。

○建築物等に対する相談
建設水道部街づくり推進室建築指導係

○環境問題等に対する相談
町民生活部生活課環境衛生係

○健康障害等に対する相談
中標津保健所企画総務課（保健推進）主査
☎（72）2168

創るエネルギー

町税は、私たちが暮らすこの街をよりよい方向へ進める活力です。この『われらが郷土なかしべつ』を希望に満ちあふれた街にするためには、町民皆さんのご協力が不可欠です。町税についての理解を深め、ともにまちづくりを進めていきましょう。

私達の税金で、住みやすいより豊かな社会と活力みなぎる緑の郷土なかしべつをつくりましょう

◎申告について

給与以外の所得のある方や、給与所得のみでも勤め先で年末調整が行われない方は、町道民税や所得税の申告をする必要があります。

申告をしないと、扶養控除や生命保険料控除などの様々な控除が受けられないなど、正しい税額が計算されません。

また、納めすぎた所得税の還付を受けることもできません。

申告をして正しい納税額を算出しましょう。

また、最近では老人医療・乳幼児医療・児童手当の受給、保育園などの各種施設への入所など様々な判定に所得等が使用されているため、収入の有無にかかわらず、申告が必要となります。

◎税制改正について

住民税均等割について

住民税均等割（四千円）の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する均等割額について、平成十七年度は二分の一課税となっていましたが平成十八年度からは全額課税となります。

老年者控除の廃止について

年齢が六十五歳以上で合計所得額が一千万円以下の場合に所得金額から差し引かれていた老年者控除（所得税五十万円、住民税四十八万円）が廃止となります。

公的年金等の所得の計算について

六十五歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の算出方法が変更となります。

65歳以上の方

変更

公的年金等の収入額		公的年金等に係る雑所得の金額	
	140万円まで		0円
140万円超	260万円未満	収入金額－	140万円
260万円以上	460万円未満	収入金額×0.75－	75万円
460万円以上	820万円未満	収入金額×0.85－	121万円
820万円以上		収入金額×0.95－	203万円
	120万円まで		0円
120万円超	330万円未満	収入金額－	120万円
330万円以上	410万円未満	収入金額×0.75－	37.5万円
410万円以上	770万円未満	収入金額×0.85－	78.5万円
770万円以上		収入金額×0.95－	155.5万円

＊今回の改正は六十五歳以上の方のみとなります。六十五歳未満の方はこれまでと変更ありません。

高齢者の非課税制度の見直しについて

年齢六十五歳以上で前年の合計所得金額が百二十五万円以下の方に対する住民税の非課税措置が廃止となります。（経過措置として段階的な減額あり）

非　課　税
年齢65歳以上
前年所得125万円以下

↓

廃　　止
＊なお、課税される税額については、
18年度　2/3減額
19年度　1/3減額
となります。

所得税・住民税の定率減税について

平成十一年度より導入された定率減税が次のとおり二分の一に縮減されます。

所得税	住民税
税額の20%を控除（限度額25万円）	税額の15%を控除（限度額４万円）
↓	↓
所得税	住民税
税額の10%を控除（限度額12.5万円）	税額の7.5%を控除（限度額２万円）

今回の税制改正により老年者（六十五歳以上）において申告が必要となる方が増加することが考えられます。ご不明なことがありましたらお問い合わせ下さい。

◎住民税についてのご相談は…
税務課住民税係まで（内線二〇七・二〇九）

表－１　町税の納期

５月	固定資産税　１期	軽 自 動 車 税　全期
６月	町 道 民 税　１期	国民健康保険税　１期
７月	固定資産税　２期	国民健康保険税　２期
８月	町 道 民 税　２期	国民健康保険税　３期
９月		国民健康保険税　４期
10月	町 道 民 税　３期	国民健康保険税　５期
11月	固定資産税　３期	国民健康保険税　６期

※納期限は末日となります。（末日が休日の場合は、翌日）

町 税 を 納 め る に は

口座振替納付	現金で納付
便利で確実な口座振替をご利用ください。納期日に自動で引き落としになり、金融機関等に行く手間が省けます。申し込み手続きは、納税通知書、預貯金通帳、届出印を持参のうえ、引き落しを希望される金融機関または役場税務課で出来ます。 ※町内の金融機関のみ可能（郵便局は町外も可）	納税通知書（納付書）を持参の上、取扱金融機関、役場出納室窓口で納付してください。

取扱金融機関等

中標津町役場、計根別支所、大地みらい信用金庫（本店、各支店）、北洋銀行中標津支店、釧路信用組合中標津支店、北海道労働金庫中標津支店、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、郵便局（専用の払込用紙（納付書）が必要です。）

納期内に納められない場合

納税相談

上記表－１の納期限までに納税しないことを滞納といいます。この場合、督促状や催告書を送付して納税を促すことになります。

しかし、私たちが生活を営むうえでは、どうしても納期限までに納税できない場合もあるかと思われます。このようなときには、納税通知書（納付書）をご持参のうえ、役場税務課で早めに納税についてご相談ください。

下記表－２のとおり夜間、休日も窓口を開いている日がありますのでご利用ください。

◎納税についてのご相談は…
税務課納税係・納税第二係まで
（内線二〇八・二〇七）

表－２　10月以降の夜間・休日窓口開設日

	夜間窓口 17:15～20:00	休日窓口 9:00～17:00
10月	17日(月) 31日(月)	30日(日)
11月	15日(火) 30日(水)	27日(日)
12月	15日(木) 26日(月) 27日(火) 28日(水) 29日(木)	24日(土) 25日(日)

町税は未来を

◎収納状況について

平成十六年度の町税の収納率は、下記図１のとおり、平成十五年度に比べ、〇・一ポイント下回りました。

未納、滞納の問題は、納税者である町民の皆さんのご協力がなければ解決できるものではありません。

税負担の公平性からも滞納されている方に対しましては、今後も個々のケースに応じた厳しい措置を講じます。

町民の皆さんに満足して頂けるサービスを提供するためにも、貴重な自主財源であります町税の納付に対しまして、今後ともご理解とご協力をお願いします。

図－１　町税収納率の推移

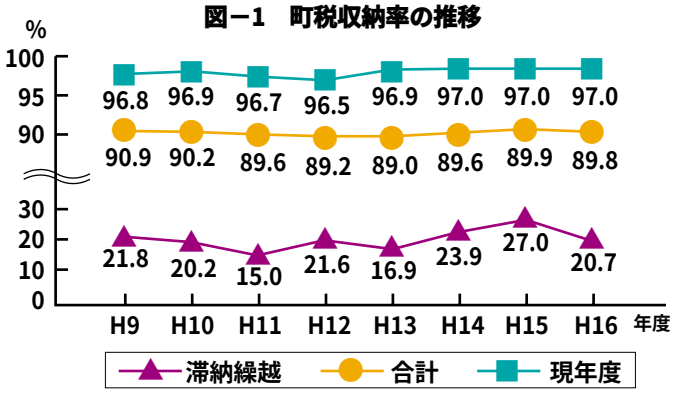

滞納処分

町税を滞納したままでいますと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な町税を確保するために、やむを得ず滞納者の財産（不動産、給与、預貯金、売掛金、保険金など）を差し押さえ、さらにその財産を公売するなど滞納処分を行うこととなります。滞納処分は、自主的に納付いただけない場合に、法律に基づく手続きにより、町税の確保を図るものですので、このようなことのないよう、納期内納付にご協力をお願いします。過去３ヵ年の滞納処分件数は下記表－3のとおりです。

表－３　過去3ヵ年の滞納処分件数

	還付金	預貯金等	給　与	＊交付要求	その他
H16	64	0	5	16	2
H15	51	1	1	11	3
H14	50	15	5	5	0

＊ 交付要求とは、裁判所の行う不動産競売や、課税事務所等が差し押さえした財産を公売する際等に、未納の税金があると申し立てを行うことです。これにより、競売・公売財産に残余が生じた時、法律の規定に従い配当を受けることができるようになります。

税の課税区域が変わります。

『都市計画税』課税区域の変更内容

中標津町では、昭和39年度から都市計画税を課税していますが、課税区域は昭和44年建設省告示の都市計画区域（現在の都市計画区域は、昭和50年建設省告示の区域です。）としています。しかし、その後の数次に渡る都市計画用途地域の見直しや公共下水道認可区域の変更拡大に伴い、この課税区域を大きくはみ出した用途地域の設定となっているため、都市計画事業施工地等との間でアンバランスが生じています。

都市計画における「用途地域」は、将来の市街化を見据えて適切な都市機能を誘導し、良好な生活環境を確保することを目的に定められており、中標津町では平成15年からこの用途地域の見直し作業を行い、平成16年10月22日付けで変更の告示をしたところです。

そこで、今回の用途地域変更に併せて、より都市計画税の趣旨に合致するよう、都市計画税の課税区域を従来の旧都市計画区域から用途地域に変更することとしたものです。

これにより、新たに都市計画税の課税区域となる都市計画用途地域内に所在する土地・家屋にあっては、平成18年度から固定資産税に都市計画税が加えられることとなります。

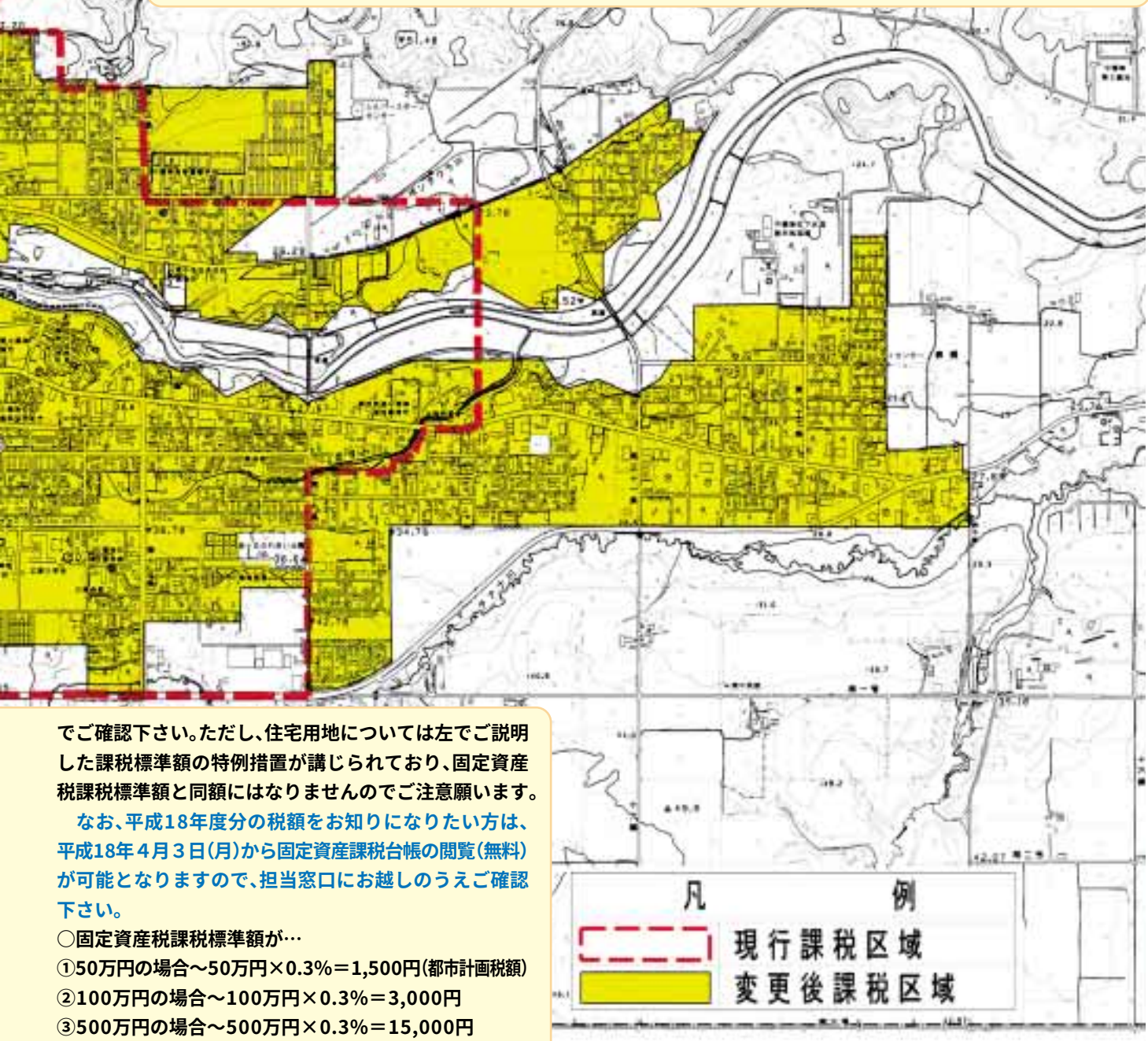

でご確認下さい。ただし、住宅用地については左でご説明した課税標準額の特例措置が講じられており、固定資産税課税標準額と同額にはなりませんのでご注意願います。

なお、平成18年度分の税額をお知りになりたい方は、平成18年４月３日(月)から固定資産課税台帳の閲覧(無料)が可能となりますので、担当窓口にお越しのうえご確認下さい。

○固定資産税課税標準額が…

①50万円の場合～50万円×0.3%＝1,500円(都市計画税額)

②100万円の場合～100万円×0.3%＝3,000円

③500万円の場合～500万円×0.3%＝15,000円

④１千万円の場合～１千万円×0.3%＝30,000円

◎都市計画税についてのご相談は･･･（固定資産税）税務課資産税係まで（内線２８６）

平成18年度から都市計画

『都市計画税』とは

市町村が都市計画事業(※)又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって利益を受ける都市計画区域の土地・家屋の所有者に対して課する目的税です。

市町村が都市計画事業又は土地区画整理事業を行う場合には、都市計画区域内の土地・家屋について、一般的に利用価値の向上や価格の上昇等が伴います。そこで、都市計画税はこれらの利益を究極的に受けると考えられる土地・家屋に対し、その事業に要する費用を負担していただくという趣旨から設けられた税です。

※「都市計画事業」とは、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいいます。

「都市計画施設」とは、次に掲げる施設です。

1．道路、駐車場、その他の交通施設
2．公園、緑地、広場、墓園、その他の公共空地
3．上下水道、ごみ焼却場、その他の供給施設又は処理施設等

平成16年６月定例議会において、中標津町都市計画税条例の一部が改正され、都市計画税の課税区域が変更になります。
この変更については、平成18年４月１日から施行されます。

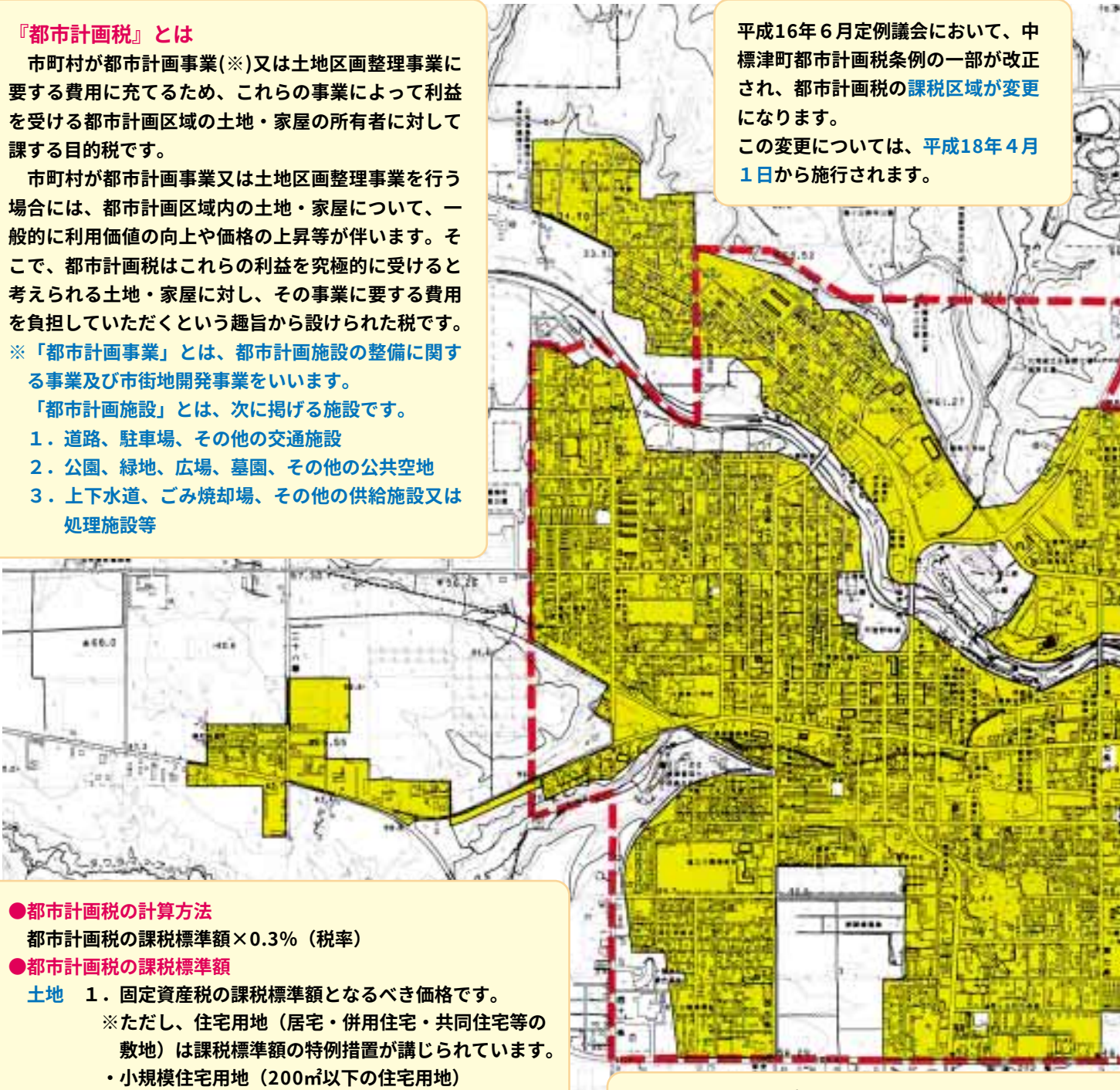

●都市計画税の計算方法

都市計画税の課税標準額×0.3%（税率）

●都市計画税の課税標準額

土地　1．固定資産税の課税標準額となるべき価格です。
※ただし、住宅用地（居宅・併用住宅・共同住宅等の敷地）は課税標準額の特例措置が講じられています。
・小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）
固定資産評価額の３分の１
・その他の住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）
固定資産評価額の３分の２
2．固定資産税と同様に、なだらかな税負担の調整措置が講じられています。

家屋　固定資産税の課税標準額となるべき価格です。

●免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。固定資産税の免税点は、納税義務者ごとの課税標準額の合計が土地30万円・家屋20万円です。

●納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。

Q&A

Q 今回の課税区域変更に伴い、平成18年度から新たに都市計画税が課税されることとなりましたが、実際にどの位の税額となるのでしょうか？

A 土地（住宅用地を除く）と家屋に係る都市計画税の課税標準額は、基本的に固定資産税の課税標準額と同額になります。平成17年度分の固定資産税納税通知書をお持ちの方は、課税明細書に表示されている固定資産税課税標準額に税率（0.3%）を乗じた金額が都市計画税額の目安となりますの

中標津町営施設等の指定管理者の公募を実施します

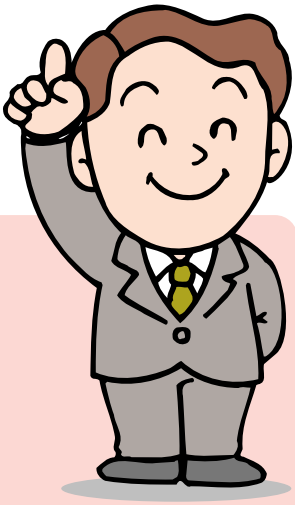

地方自治法の一部改正により、地方公共団体が設置する施設等を、指定管理者がその地方公共団体に代わって管理運営できるようになりました。当町では、下記の施設等について平成18年度～平成21年度までの４年間、指定管理者による管理運営を計画しています。

指定管理者になるには、期間内に応募し、中標津町公の施設に係る指定管理者選考委員会における審査を経て、指定管理者候補者となり、中標津町議会の議決を得ることになります。

１．募集の期間　10月6日(木)～11月16日(水)

２．応募資格　団体（法人である必要はありません。）

３．応募の方法等　応募の方法等は、担当の係に募集要項がありますので、受領の上確認ください。

４．その他　ご不明な点は、各担当係にお問合わせください。〔役場 ☎ 73-3111〕

◆指定管理者制度導入予定施設一覧

No.	募集の名称	施設の名称	公募の有無	所管
1	中標津町地域会館等	当幌研修館　他15施設	無	町民生活部生活課交通・町民相談係
2	農事集会所等	第2俣落農事集会所　他2施設	無	
3	中標津町総合福祉センター	中標津町総合福祉センター	有	町民生活部福祉課社会福祉係
4	中標津町シルバースポーツセンター	中標津町シルバースポーツセンター	有	町民生活部福祉課福祉支援係
5	中標津町特別母と子の家	中標津町特別母と子の家	無	町民生活部福祉課母子・児童育成係
6	中標津町労働会館	中標津町労働会館	有	経済部経済振興課商工労働係
7	公園	丸山公園　他32公園	有	建設水道部管理課維持係
8	中標津町総合文化会館	中標津町総合文化会館	有	教育委員会生涯学習課生涯学習係
9	中標津町営体育施設等	①中標津体育館 ②中標津町温水プール ③中標津町武道館 ④中標津町営テニスコート ⑤中標津町営ふれあいテニスコート ⑥中標津町営野球場 ⑦中標津町運動公園	有	

健康いちばん

「禁煙のすすめ」

町立中標津病院　内科医師　久　保　光　司

健康の最大の敵は、やはり「喫煙」

今年、日本たばこ産業が行った調査では全国の男性の喫煙率は四九・六％、女性は一三・二％、北海道の男性の喫煙率は五四・二％で五年連続トップ、女性は二〇・三％で三十二年間不動のトップと北海道はまさに喫煙王国です。ハーバード大学とWHO（世界保健機関）の共同研究では、先進国においては、運動不足、肥満、高血圧、アルコール摂取などに比べても、喫煙が健康を害する最大の要因であると結論しています。また、厚生労働省研究班の大規模調査により、すべての癌のうち三割は喫煙が原因と結論づけられました。

現在、若い女性でタバコを吸う人の割合が増加しており、十五～二十年後に女性癌患者が二～三倍に急増という形で大きな社会問題になるとされています。癌以外に肺気腫などの呼吸器疾患、心筋梗塞などの虚血性心疾患、脳梗塞などの生活習慣病においても喫煙は重要な危険因子です。

低ニコチンタバコは健康への悪影響が少ない？

次善の策として健康への悪影響が少ないと考えてタバコを低ニコチンタバコにかえて吸っている方がいます。喫煙者は、常に血液中のニコチン濃度を一定に保つように喫煙行動を変化させます。低ニコチンタバコにかえると、吸入されるニコチン量が少ない分、喫煙間隔を短くしたり（本数が増える）、煙を深く吸い込んだり、肺に長く留めたりなどしてニコチンの吸入量を増すように喫煙行動を変化させます。一方、吸い込む煙中の発癌物質や一酸化炭素の濃度は減っていないため、かえってこれらの摂取量が増加してしまうところが低ニコチンタバコの怖いところです。また、煙を深く吸い込むため、より多くの発癌物質が肺の末梢（奥）まで到達してしまいます。またメンソール入りタバコもハッカが煙の刺激を少なくするため、煙を深く吸い込みやすくしてしまいます。これらのタバコの影響により、今までタバコの影響は少ないとされてきた肺の末梢にできる肺癌が著明に増加してきています。

長年タバコを吸ってきたのだから、いまさらタバコを止めても仕方がない？

そのようなことはありません。喫煙は、種々の病気の原因となりますが、また予防できる最大の単一原因でもあります。肺癌の死亡数は、一九九八年に男女合わせて五万一千人となり胃癌を抜いて全悪性腫瘍の中の死亡数が第一位となりました。今後益々増加し二〇一五年には十二万人を越えるであろうと予想されています。喫煙者の肺癌死亡の危険は非喫煙者を一とすると四・五ですが、禁煙後の年数別の肺癌死亡の危険は、禁煙後〇～四年は二・〇、五～九年は一・六、十年以上は一・四と低下します。

また、心筋梗塞の発症の危険も、禁煙により急速に低下し、最初の一年で三分の二に低下し、三～四年後には非喫煙者と同じレベルに達します。このようにタバコを吸っている人でも禁煙をすることで病気の危険性が少なくなります。タバコを吸われている方は「禁煙」こそ健康への第一歩です。

（来月号は、「禁煙したい方へ」を掲載します。）

第７回くしろ・ねむろ元気ファンド
助成総額２００万円

あなたの夢を応援します！私たちのまちがもっと元気になるために、あなたの夢とプランをお寄せください。

助成対象／「くしろ・ねむろ」で文化・教育・地域づくり・人材育成・新たな地域おこしなどの取り組みを実践している個人・団体

募集締切／10月14日（金）※先着40組で締切

公開審査／10月29日（土）午前９時30分～釧路市生涯学習センターで開催

申込方法／団体（個人）名、連絡先、代表・担当者名、企画名、企画内容、助成金使途・金額、振込口座を記入し、郵送・FAX・メールで申込

応募・問合せ先／くしろ・ねむろ元気ファンド運営委員会（担当：白崎）〒085-0832釧路市富士見1-3-4釧路市建設事業協会内、☎携帯090-9514-0366、FAX:0154-42-1991、E-mail：genkifund@yahoo.co.jp

コミュニティ助成金で音頭踊りパレード衣装を購入しました

このたび、（財）自治総合センターのコミュニティ助成事業の助成を受け、なかしべつ夏祭りの「音頭踊りパレード衣装」を購入しました。

この事業は、（財）自治総合センターが全国宝くじ普及広報事業費として受け入れる宝くじ受託事業収入を財源として、住民の行うコミュニティ活動を推進し、健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を目的として行われているものです。新しい浴衣をたくさんの方々に着ていただき、伝統のパレードが益々賑わいを増し、それに伴いさらに盛大な夏祭りとなるよう期待します。

今年の新着浴衣でのパレードの模様

10

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

町立病院からのお知らせ

①十月の整形外科診療日は、上記カレンダーの●印のとおりです。詳しくは、町立中標津病院医事課☎（72）8200まで。

②町立病院では、院内での携帯電話使用の一部解禁に向け、ペースメーカーを装着の患者さんに対し、十一月三十日までアンケートを行っています。ペースメーカーを装着されている患者さんは、来院の際、アンケートの回答にご協力願います。詳しくは、町立中標津病院管理課☎（72）8200まで。

下水汚泥たい肥「環甦（かんそ）」の配布について

秋用たい肥として、町民の皆さんに春に引き続き下水汚泥たい肥「環甦」の配布を行いますので、たい肥を入れる袋（肥料袋等）をご持参ください。

なお、数に限りがありますのでご了承ください。

配布日時　十月二十一日（金）～十月三十一日（月）までの午前十時～午後三時まで

配布場所　中標津下水終末処理場（東三十五条北六丁目）

詳しくは、上下水道課下水道係まで。

上下水道課からのお知らせ

近頃、ご家庭に役場から委託されたかのように、水質検査や下水道管の清掃または、水道水が濁るといって浄水器の販売を行っている業者が出回っています。

上下水道課では、このような検査・販売は、業者を通じて行っていません。不審と感じた時は、身分証明証などの提示を求め、不必要な時ははっきりと断りましょう。

詳しくは、上下水道課業務係まで。

秋の全道火災予防運動を実施します

今年も十月十五日～三十一日まで秋の全道火災予防運動期間です。

消防署では、期間中「あなたです　火のあるくらしの　見はり役」の全国統一防火標語を掲げ、火災発生の防止、焼死事故や財産の損失を防ぐことを重点目標に各家庭へ火災予防広報紙の配付、各事業所自衛消防隊の訓練指導、防火対象物査察等を行います。

また、運動期間中には、消防団をはじめ、婦人防火クラブ、幼年消防クラブの協力を得て街頭啓発を行い、火災予防を呼び掛けます。

町民皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは、中標津消防署☎（72）2181まで。

女性のためのなんでも相談所を開設します

相談は、女性の方に限らせていただきます。

相談は無料、秘密は守られます！相談をお受けするのは、すべて女性の人権擁護委員です。

難しい手続きは必要ありませんので、日頃の悩みを、お気軽にご相談ください。

日時　十月二十六日（水）午後一時～午後四時

場所　中標津町総合文化会館第二研修室A

詳しくは、生活課戸籍住民係まで。

十月十七日～二十三日は秋の行政相談週間です

行政相談員が特設相談所を開設し、皆さんのご相談に応じます。

税　金

10月は町道民税（第３期）、国民健康保険税（第５期）、介護保険料（第５期）の納期です

町道民税の第３期と国民健康保険税の第５期、介護保険料の第５期の納期限は10月31日です。忘れずに納期内に納めましょう。

軽自動車税全期、固定資産税及び町道民税の第１～２期、国民健康保険税及び介護保険料の第１～４期の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

～町税等各種収納金の納付は口座振替で～

<10月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
30日（日）	17日（月） 31日（月）
午前9時～午後5時まで	午後5時15分～午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

10月は道税の納税推進強調月間です

10月は道税の納税推進強調月間です。自動車税の納め忘れはありませんか？

みなさんの暮らしを支える道税の納税にご協力ください。

【10月の夜間納税窓口開設日】

日時　10月20日（木）午後８時まで

場所　根室支庁税務課

詳しくは、根室支庁総務部税務課納税係☎0153（24）5466まで。

赤い羽根共同募金

地域の福祉、みんなで参加

今年も今月から12月31日まで道内全市町村一斉に「赤い羽根共同募金運動」が行われます。

地域の福祉活動を支えるため、皆様のご協力をお願いします。

詳しくは、共同募金会（社会福祉協議会内）☎（79）1231まで。

社会保険事務所相談所開設日のお知らせ（☎ 0154-22-0111）

日時／10月18日（火）午後１時～午後５時、10月19日（水）午前９時～午前11時30分　**場所**／中標津経済センター

北海道の最低賃金改正のお知らせ

北海道の最低賃金が10月１日付で時間額**「641円」**に改正されました。

最低賃金についての詳しいことは、釧路労働基準監督署☎0154（42）9711まで。

日時　十月二十日（木）午後一時三十分～午後三時三十分

場所　役場一階一〇二号会議室

また、釧路行政評価分室でも相談を受け付けていますのでご利用ください。

行政苦情１１０番

☎０５７０－０９０１１０

詳しくは、生活課交通・町民相談係まで。

住宅パネル展及び住環境セミナー開催のお知らせ

町では、民間住宅推進事業、住宅月間のイベントとして、（社）北海道建築士会中標津支部との共催で住宅情報パネル展を開催します。

道東における住宅建築作品事例及び高齢者に対応した住宅改造に関するポイント、ならびに改造事例のパネルが展示されます。また、十月二十日（木）には住環境セミナーをなかまっぷで開催します。多くの方の来場をお待ちしています。

場所　中標津町総合文化会館

日時　十月十日（月）～十月二十一日（金）

詳しくは、まちづくり推進室建築指導係まで。

貸金業苦情相談専用フリーダイヤルのお知らせ

北海道では、フリーダイヤルを設置し、貸金業利用者からの苦情相談を受け付けています。通話料は無料です。お悩みの方は気軽にご相談ください。

電話番号　フリーダイヤル

☎０１２０（１）７８３７２

受付日　毎週月・金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

受付時間　午前十時～正午、午後一時から午後四時まで

受付内容　貸金業に関する苦情の申し立てまたは相談

十月は労働保険適用促進月間です！

労働保険は、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している強制的な保険です。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または、公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きをしてください。

詳しくは、根室公共職業安定所管理課業務係☎０１５３（２３）２１６１まで。

知っていますか？建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

加入できる事業主

建設業を営む方

対象となる労働者

建設業の現場で働く人

掛金　日額三百十円

詳しくは、建退共北海道支部☎０１１（２６１）６１８６まで。

平成十八年度学生募集

北海道立釧路高等技術専門学院では、電気工学科・建築技術科・自動車整備科の学生を募集しています。（性別問わず）

出願期間は、新規高卒者及び過年度卒業者・離転職者ともに十一月一日～十一月二十日までの期間で願書の受け付けをします。

定員は各科目二十名（高卒以上）、訓練期間は二年です。

詳しくは、北海道立釧路高等技術専門学院☎０１５４（５７）８０１１まで。

健　康

保健センター主催の各種検診、講座の受診者、参加者を募集します。

申込先は全て中標津町保健センター成人保健係☎（７２）２７３３まで。

子宮がん検診のお知らせ

日　程　10月23日（日）

実施場所　中標津町保健センター

申込期限　10月13日（木）

対　象　20歳以上の女性

内　容　子宮頸部細胞診
（該当者のみ：超音波検査、子宮体部細胞診）

受付時間

①午前８時30分～午前９時15分

②午前９時30分～午前10時15分

③午後12時30分～午後１時

料　金

・子宮頸部細胞診	20歳～69歳	1,700円
	70歳以上	800円
・超音波検査		500円
・子宮体部細胞診		2,470円

骨粗鬆症検診のお知らせ（11月分）

実施期間　11月１日～11月30日の平日

申込期間　10月５日～10月20日の平日

対　象　20歳以上の女性

内　容　問診、骨密度測定（手首）、診察

料　金　1,300円（70歳以上は600円）

定　員　１日２人（午前中）

実施場所　町立中標津病院

第１回 町民健康講座のお知らせ

演　題　「人にやさしい治療について～補完代替医療とは～」

講　師　樹恵会　石田病院
院長　石　田　康　雄　先生

と　き　10月29日（土）
午後２時～午後３時

ところ　中標津町保健センター

申込期限　10月21日（金）

CAMERA WATCHING

地球が丸く見える 8/27

スポーツフェスティバル

現在、総合型地域スポーツクラブの設立を目指している（仮称）なかしべつスポーツアカデミー設立準備委員会が主催する「スポーツフェスティバル」が中標津体育館で開催されました。

四歳～七十一歳までの五十八名が参加し、上体おこしや腕立て伏せなどの運動適性テストに挑戦。その後、フロアカーリングなどのニュースポーツを体験し、交流を深めていました。

地球が丸く見える 9/4

空港まつり

中標津空港「空の日」実行委員会主催の「なかしべつ空港まつり」が開催され、普段は立ち入ることのできない管制塔や気象施設の見学、バスでの滑走路走行などに多くの家族連れが訪れました。

アニメキャラクターが描かれたジェット機が到着すると、子どもたちは歓声を上げ大喜び。楽しそうにジェット機をバックに記念撮影を行っていました。

地球が丸く見える 9/4

青空本の広場

今年で二十回目となる「青空本の広場」が図書館前庭で開催されました。

青空の下開催されたこの広場には、古本市のほか、キャラクターショーや本の読み聞かせなどのイベントが行われ、町民から寄贈された古本市では、千九百冊余りの本が定価の約一割という価格で販売され、十五万円弱の売り上げになりました。この収益は、青空本の広場実行委員会が図書館に寄贈する児童図書の購入に充てられます。

地球が丸く見える 9/11

じゃがいも掘り体験

第十八回じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場が道立ゆめの森公園〈翼とふれあいのゾーン〉で開催されました。

春に植えられたじゃがいもの収穫に参加した家族連れらは、大きく実ったじゃがいもを掘り出し、満足そうに袋に詰めていました。

このほか、会場では盛りだくさんのイベントが催され、会場を訪れたみなさんは、秋の一日を楽しんでいました。

平成17年 10 VOL.514

中標津 なかしべつ

ひとのうごき

（　）内は前月比

誕生	29人	死亡	12人
転入	75人	転出	80人

8月31日現在住民登録人口

町の人口	24,040	（+12）
男	11,821	（－ 2）
女	12,219	（+14）
世帯数	10,133	（+ 2）

この広報紙は資源保護のため再生紙を使用しています。